国官総第１１１号
令和８年９月１１日

本省局長等 殿
地方局長等 殿
独立行政法人の長 殿

国土交通省大臣官房長
（公印省略）

令和８年秋季全国火災予防運動に対する協力依頼について

標記について、別添のとおり消防庁次長より協力依頼がありましたので、貴所属職員及び関係機関に対し周知願います。

消防予第３９９号
令和８年９月８日

国土交通省
大臣官房長　殿

消　防　庁　次　長
（　公　印　省　略　）

令和８年秋季全国火災予防運動に対する協力について（依頼）

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は消防行政に対し深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎年当庁が実施しております「秋季全国火災予防運動」について、本年度は令和８年11月９日から15日において実施することといたしました。

つきましては、火災予防体制の一層の充実を図るため、貴職におかれましても本運動に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、併せまして貴職関係機関の御協力についてもお取り計らいいただきますようお願いいたします。

なお、本運動につきましては、消防庁長官から各都道府県知事等に対して、別紙のとおり協力を依頼するとともに、都道府県内の市町村へ周知されるよう通知しておりますことを申し添えます。

※　別紙につきましては下記URLからもご確認（ＰＤＦ版）いただけます。
【令和８年秋季全国火災予防運動の実施について（長官通知）】
消防庁HP　https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/2026/

＜連絡先＞
消防庁予防課予防係
担　当：谷川、室中
電　話：03-5253-7523

消防予第３９７号
令和８年９月７日

各都道府県知事
各指定都市市長
殿

消防庁長官
（公印省略）

令和８年秋季全国火災予防運動の実施について

本年の秋季全国火災予防運動については、令和８年11月９日から15日までの７日間にわたり、別添「令和８年秋季全国火災予防運動実施要綱」に基づき、実施することといたします。

貴職におかれましては、本運動及び関連行事への住民の積極的な参加を促し、火災及び災害に強いまちづくりの継続的な推進をお願いいたします。

なお、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知していただきますようお願いいたします。

別添

令和８年秋季全国火災予防運動実施要綱

1　目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

全国の火災の状況をみると、平成17年以降減少傾向にあった住宅火災の件数は、令和３年から増加傾向に転じ、令和７年は概数値で１万件を超えている状況である。死者数についても、令和３年以降増加傾向が続いている。死者の内訳は、65歳以上の高齢者が７割を超えており、今後予想される更なる少子高齢化や高齢者単身世帯の増加を勘案すると、高齢者の人命安全確保は喫緊の課題である。

また、本年７月には最大震度７の令和８年熊本地震が発生した。今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定においては、火災による大きな人的被害及び物的被害が予想されているところであり、感震ブレーカーの設置をはじめとする地震火災対策を推進する必要がある。

加えて、本年４月の岩手県大槌町における大規模な林野火災をはじめ、全国各地で発生した林野火災では甚大な被害が生じている。林野火災は冬から春に増加することから、この時季から火災予防対策をより一層推進していく必要がある。

このような状況を踏まえ、以下２及び３の項目を中心として火災対策の推進を図る。

2　重点推進項目

(1)　住宅防火対策の推進
(2)　地震火災対策の推進
(3)　林野火災予防対策の推進

3　推進項目

(1)　防火対象物等における防火安全対策の徹底
(2)　製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
(3)　乾燥時及び強風時の火災発生に対する警戒の強化
(4)　放火火災防止対策の推進
(5)　多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

4　防火標語（2026年度全国統一防火標語）

『火の確認　いい日を支える　いい習慣』

5　実施期間

令和８年11月９日（月）から11月15日（日）までの７日間